

宇治田原町の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	男 性	女 性	計
一般行政職	4 人	2 人	6 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
計	4 人	2 人	6 人

令和6年4月1日採用	
一般行政職	6 人
技能労務職	0 人
計	6 人

（注）府等との人事交流等職員は除く。

(2) 職員の退職の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

定年退職	応募認定	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	計
6 人	5 人	3 人	0 人	0 人	0 人	14 人

（注）府等との人事交流等職員は除く。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	25	△ 2	
		税 務	6	6	0	
		民 生	26	25	△ 1	
		衛 生	10	9	△ 1	
		農 林 水 産	5	6	1	
		商 工	2	2	0	
		土 木	13	12	△ 1	
		計				
			91	87	△ 4	＜参考＞令和6年度 人口1万人当たり職員数 99.45 人 [類似団体の人口1万人当たりの職員数 117.66 人]
教 育 部 門		17	17	0		
小 計					＜参考＞令和6年度 人口1万人当たり職員数 118.88 人 [類似団体の人口1万人当たりの職員数 140.80 人]	
		108	104	△ 4		
公 営 会 計 部 門	企 業 部 門	水 道	6	6	0	
		下 水 道	4	4	0	
		国 保 等	9	9	0	
	小 計					
		19	19	0		
合 計			127 [138]	123 [138]	△ 4 [0]	＜参考＞令和6年度 人口1万人当たり職員数 140.60 人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職 員 数	0	7	15	15	14	16	21	21	11	3	123

（注）一般職に属する職員数の合計です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5 年度	人 8,829	千円 5,235,740	千円 139,731	千円 1,194,893	% 22.8	% 21.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 108	千円 401,337	千円 57,788	千円 163,557	千円 622,682	千円 5,766	千円 5,540

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇治田原町	42.6 歳	322,161 円	372,521 円	356,213 円
京都府	41.2 歳	307,987 円	396,120 円	357,816 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宇治田原町	55.0 歳	5 人	345,220 円	372,764 円	363,120 円	—	—	—	—
清掃職員	59.0 歳	2 人	349,150 円	363,090 円	362,400 円	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.15
学校給食員	54.6 歳	2 人	343,650 円	392,726 円	371,600 円	飲食物調理従事者	44.2 歳	278,900 円	1.41
その他	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
京都府	58.1 歳	101 人	352,644 円	400,218 円	383,822 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	282,400 円	304,568 円	293,301 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宇治田原町	—	—	—
清掃職員	6,008,567 円	4,376,300 円	1.37
学校給食員	6,360,032 円	3,600,500 円	1.77
用務員	— 円	— 円	
その他	— 円	— 円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		宇治田原町	京都府	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	204,900 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	173,000 円	166,600 円
技能労務職	大学卒	196,200 円	— 円	— 円
	高校卒	170,900 円	— 円	— 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年程度		経験年数 20 年程度		経験年数 30 年程度	
		平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額
一般行政職	大学卒	12年2月	271,211 円	23年2月	367,500 円	32年0月	390,766 円
	高校卒	11年1月	236,866 円	22年11月	328,650 円	33年2月	366,450 円
技能労務職	大学卒	—	—	—	—	28年2月	343,200 円
	高校卒	—	—	—	—	—	—

(6) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般行政職	96.3	96.7	96.7	95.8

（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長	課長補佐 所長	理事、次長 課長、事務局長	
職員数	7 人	19 人	16 人	14 人	15 人	15 人	86 人
構成比	8.1 %	22.1 %	18.6 %	16.3 %	17.4 %	17.4 %	100.0 %

（注）1 宇治田原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な勤務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇 治 田 原 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,588 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,656 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （1.00）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

宇 治 田 原 町				国			
（支給率）		自己都合 応募認定・定年		（支給率）		自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分 24.586875
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分 33.27075
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分 47.709
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分 47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,381	千円	19,360	千円	1人当たり平均支給額	公表なし	
平均勤続年数	7年1月		30年11月	平均勤続年数			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年～令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。支給率及び取扱いについては、本町を含む京都府下の市町村等で組織する京都市町村職員退職手当組合の条例で定められ、加入市町村等は、いずれも同じ基準を用いている。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績 （5年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
宇治田原町	支給なし	0 人	（給料＋管理職手当＋扶養手当）×支給率 最高支給率 20%

（注）地域手当については、22年度より廃止した。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		0 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

（注）特殊勤務手当については、18年度より廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	13,744 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	183 千円
支給実績（4年度決算）	16,333 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	215 千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族である配偶者 6,500 円	同		14,047 千円	250,839 円
	配偶者以外の扶養親族				
	子 10,000 円				
	父,母等 6,500 円				
	16歳から22歳までの子（加算） 5,000 円				
住 居 手 当	借家の場合は、家賃額に応じて最高 28,000 円	同		4,430 千円	276,875 円
通 勤 手 当	交通機関を利用する職員 ・ 運賃相当額55,000円までの者 全額支給 ・ 運賃相当額55,000円以上の者 （運賃相当額-55,000円）÷2+55,000円 上記以外の職員	同		7,570 千円	78,041 円
	・ 通勤距離片道2km未満 0円				
	・ 片道2km以上5km未満 2,000円				
	・ 片道5km以上10km未満 4,200円				
	・ 片道10km以上15km未満 7,100円				
	・ 片道15km以上20km未満 10,000円				
	・ 片道20km以上25km未満 12,900円				
	・ 片道25km以上30km未満 15,800円				
	・ 片道30km以上35km未満 18,700円				
	・ 片道35km以上40km未満 21,600円				
	・ 片道40km以上45km未満 24,400円				
	・ 片道45km以上50km未満 26,200円				
	・ 片道50km以上55km未満 28,000円				
	・ 片道55km以上60km未満 29,800円				
	・ 片道60km以上 31,600円				
管 理 職 手 当	部長 49,500円	異		10,962 千円	391,500 円
	課長、事務局長 36,000円				
	課長補佐、所長 27,000円				

（注）管理職手当については、厳しい財政状況等に鑑み、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間、減額を実施。

(9) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	657,000 円 (730,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 870,000 円 / 523,000 円	
	副 町 長	558,000 円 (600,000円)	700,000 円 / 360,000 円	
	教 育 長	520,800 円 (560,000円)	－ 円 / － 円	
報 酬	議 長	365,000 円	928,500 円 / 200,000 円	
	副 議 長	275,000 円	316,000 円 / 170,000 円	
	委 員 長	250,000 円	－ 円 / － 円	
	議 員	240,000 円	301,000 円 / 150,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 常 任 委 員 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×530/100×在職年数	13,928 千円	任期毎
	副 町 長	給料月額×315/100×在職年数	7,031 千円	任期毎
	教 育 長	給料月額×270/100×在職年数	4,218 千円	任期毎

(注) 1 特別職については、厳しい財政状況等に鑑み、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、報酬等を減額している。

2 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

3 退職手当の「1 期の手当額」は、基礎給料月額（退職前1年間の給料総額の12分の1の額）及び支給率に基づき、町長及び副町長については1期（4年＝48月）、教育長については1期（3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	有

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3,464 日	1,020 日	87 人	11.7 日	29.4 %

(注) 対象職員数は、非現業の一般職のうち町長部局に勤務する職員で期間中の全期間在職した者である。

(3) 育児休業の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	前年度からの継続職員			令和5年度中に取得可能となった職員				
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	100.0 %	0 人	0 人
女性	4 人	1 人	1 人	3 人	3 人	100.0 %	0 人	0 人
計	4 人	1 人	1 人	4 人	4 人	100.0 %	0 人	0 人

(4) 介護休暇の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	介護休暇取得者数
男性	0 人
女性	0 人
計	0 人

(5) 病気休暇

休 暇 を 受 け る 場 合	期 間
1 負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間
2 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
3 妊娠障がい休暇	医師等の診断書により必要と認める期間

(6) 特別休暇

休 暇 を 受 け る 場 合	期 間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
2 職務に関して裁判員、証人、鑑定人、参考人として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
4 職員が結婚する場合	10日以内
5 妊産婦である職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
6 職員の分娩	医師又は助産師の証明に基づく分娩の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から、分娩の日後8週間目に当たる日までの期間
7 育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる職員に対して1日2回、1回につき30分間
8 職員の妻の出産	2日以内
9 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
10 忌引	別に定める期間内において必要と認める期間
11 父母の祭日	1日
12 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間）内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

休 暇 を 受 け る 場 合	期 間
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 13 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
14 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
15 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断又は隔離	その都度必要と認める期間
17 学校、授業参観休暇	職員の子の保育園、幼稚園、小学校、中学校に限り、保育又は授業を参観する場合にその都度必要と認める時間
18 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで被災者又は障がい者、高齢者に対するボランティア活動に参加する場合	1の年において5日の範囲内の期間
19 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
20 条例第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（条例第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
21 職員に不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
22 前各号のほかにあらかじめ町長が定める事項	当該事項について町長が承認した期間

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	降任	免職	休職	降給	失職	計
勤務実績が良くない場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
職に必要な適格性を欠く場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職制、定数改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
条例で定める事由による場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件

(2) 懲戒処分の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
法令に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

5 職員の服務の状況

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする場合	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(統計調査等)	2 件

(2) 職員に専念する職務の免除の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	件 数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
その他(職員団体の業務に従事する場合)	0 件

6 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

研 修 名	実施機関	日数	参加者数
新規採用職員研修	宇治田原町	6 日	6 人
コンプライアンス研修	宇治田原町	1 日	38 人
新規採用職員研修①「新規採用職員基礎研修」	京都府市町村振興協会	2 日	6 人
新規採用職員研修②「地方自治法」「地方公務員法」	京都府市町村振興協会	eラーニング*	4 人
若手職員前期研修①「フォローアップ・コミュニケーション」	京都府市町村振興協会	2 日	4 人
若手職員前期研修②「会計制度・契約事務」	京都府市町村振興協会	eラーニング*	0 人
若手職員後期研修①「問題解決・政策形成」	京都府市町村振興協会	1 日	3 人
若手職員後期研修②「クレーム対応・接遇」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
若手職員後期研修③「防災・危機管理」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
中堅女性職員研修「女性職員のためのキャリアデザイン」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
中堅職員前期研修①「後輩指導・調整力」	京都府市町村振興協会	1 日	5 人
中堅職員前期研修②「ファシリテーション」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
中堅職員後期研修①チームリーダー・業務改善」	京都府市町村振興協会	1 日	5 人
中堅職員後期研修②「情報分析・政策立案」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
新任係長研修	京都府市町村振興協会	2 日	3 人
新任課長補佐研修①「コンプライアンス、リスクマネジメント」	京都府市町村振興協会	1 日	4 人
新任課長補佐研修②「メンタルヘルス」	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
課長研修①「マネジメント」	京都府市町村振興協会	1 日	3 人
課長研修②「ハラスメント」	京都府市町村振興協会	eラーニング*	1 人
法制執務研修(入門編)	京都府市町村振興協会	eラーニング*	1 人
法制執務研修(基礎編)	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
法制執務研修(応用編)	京都府市町村振興協会	2 日	0 人
先読み仕事術研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
仕事の効率化研修	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
自治体訴訟研修	京都府市町村振興協会	2 日	0 人
チーム型政策研究プログラム	京都府市町村振興協会	9 日	0 人

研 修 名	実施機関	日数	参加者数
地方創生戦略立案研修	京都市市町村振興協会	3 日	0 人
業務改善とDX研修	京都市市町村振興協会	1 日	1 人
エクセル（基礎・応用）研修	京都市市町村振興協会	eラーニング*	8 人
手話研修	京都市市町村振興協会	4 日	1 人
税務研修①「農業所得に係る収支計算研修会」	京都市市町村振興協会	1 日	1 人
税務研修②「非木造家屋評価研修会」	京都市市町村振興協会	2 日	1 人
議会委員長研修	京都市市町村振興協会	1 日	1 人
議会広報研修	京都市市町村振興協会	1 日	1 人
議会事務局職員研修	京都市市町村振興協会	eラーニング*	2 人
広報担当者研修会	京都市市町村振興協会	1 日	1 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）健康診断の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

対象者数	定期健康診断受診者	人間ドック受診者	受診率
130 人	97 人	23 人	92.3 %

（２）福利厚生の状況

１．宇治田原町職員互助会

会員から徴収した会費をもとに、職員相互の親睦と福祉の増進を図るための親睦事業や給付事業を行っています。

２．京都市市町村職員厚生会の主な給付事業等（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容	給 付 額 等
健康回復助成金	会員が病気又は負傷のため保険診療を受けたとき	1,700円上限
人間ドック利用助成金	会員が人間ドックを利用したとき	日帰りドック 3,000円 1泊ドック 5,000円
療養見舞金	会員が病気又は負傷のため継続して15日以上勤務できなかったとき	15日10,000円 以降1カ月ごとに7,000円
要介護者等支援助成金	会員及び家族が病気又は負傷により看護・介護が必要となったとき	要介護3以上 年度1回 10,000円 他
結婚祝金	会員が結婚したとき	50,000円
子育て支援金	会員又は会員の配偶者が出産したとき 会員の子が満1歳、満2歳及び満3歳の誕生日を迎えたとき	30,000円 10,000円
子育て祝金	会員の子が小学校、中学校に入学したとき	15,000円
死亡弔慰金	会員、配偶者、子、実(養)父母及び同居の2親等以内の親族が死亡したとき	会員100,000円 配偶者70,000円他
災害見舞金	会員が災害により住居又は家財に損害を受けたとき	全部焼滅失100,000円他

（３）公務災害等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
0 件	0 件

8 公平委員会の状況

（１）公平委員会の業務の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	新規件数	継続中の件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件	0 件